

災害時における電力復旧等に関する協定

安中市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社高崎支社（以下「乙」という。）は、風水害及びその他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における電力復旧及び電力供給活動（以下「電力復旧等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安中市地域防災計画で規定している「ライフライン施設の応急復旧対策」を確実に実施し、市民生活の早期回復を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（電力施設の応急復旧）

第2条 乙は、安中市内において供給支障事故が発生した場合は、甲へ報告するとともに、速やかな応急復旧に努めるものとする。

2 乙は、電力復旧作業の進捗状況について、適時甲へ報告するものとする。

3 乙は、電力復旧作業の妨げとなる道路寸断箇所を発見した場合は、寸断箇所や復旧必要範囲を明確に伝達するため、FAXまたは電子メールにて甲へ道路復旧要請を行うことができる。

4 甲は、前項の規定に基づき受領した道路復旧要請箇所が、甲による管理道路である場合には、復旧見込み時間を乙へ連絡するものとする。

（重要施設の優先復旧）

第3条 安中市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、下記のとおりとする。

1位：救急告示病院

2位：市役所本庁及び松井田支所

3位：指定避難所、福祉避難所

2 乙は、電力復旧計画の策定にあたっては、上記重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、大規模な自然災害等に起因する供給支障事故で、停電地域が広範囲に及び、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告のうえ調整を図るものとする。

（代替設備の活用）

第4条 代替設備（移動用発電機等）は、保有台数に限りがあることから、東京電力パワーグリッド株式会社全供給エリアにおける被害発生状況や代替設備を必要とする需要家数の状況等に応じて、乙の判断で有効活用を図るものとする。ただし、乙は、甲から上記重要施設への代替設備の設置要請を受けた場合は、真摯に社内調整を行い、設置の可否に関わらず、調整結果を甲へ報告するものとする。

（電力関係機関の相互間の応援）

第5条 乙は、管轄エリア内の被害発生状況を速やかに把握し、社内上位機関へ報告することにより、社内上位機関による応援要員や復旧資機材の手配・確保をより確実なものとする。

2 乙は、応援車両や復旧資機材の集中により社有施設構内への駐車や保管が困難となる場合は、甲へ市有施設・公園の駐車場等の利用について相談するものとする。

3 乙は、自らの責任において応援要員の宿泊施設を確保するものとする。ただし、電力復旧作業が長期間（数週間、数ヶ月単位）にわたり、継続的な確保が困難となる場合は、甲へ市有施設等の利用について相談するものとする。

4 甲は、乙から前2項の利用相談を受けた場合は、庁内調整を行い、利用の可否に関わらず、調整結果を乙へ連絡するものとする。

(送電再開時の安全確認)

第6条 乙は、火災や感電事故の発生を防止するため、社内規定に沿った安全確認を確実に実施した後、送電を再開するものとする。

(広報活動)

第7条 乙は、安中市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や東京電力ホームページ等への停電情報の掲載を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して「停電情報等発信依頼書」により停電情報の発信を依頼することができる。

ただし、夜間、休日、その他緊急時等やむを得ない場合には、乙は口頭にて依頼するものとし、その後速やかに「停電情報等発信依頼書」を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から依頼を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行うものとする。ただし、甲が情報発信を行うことができないやむを得ない事由がある場合には、その旨を乙に伝達しなければならない。

(連絡先)

第8条 甲及び乙は、双方の緊急時連絡先を別紙のとおり定め、定期的を確認するものとする。

(遵守事項)

第9条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

2 この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。

3 この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示または漏えいしないこと。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月30日

甲 安中市安中一丁目23番13号

安中市

安中市長

乙 高崎市宮元町1-2

東京電力パワーグリッド株式会社 高崎支社

支社長